○赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則

平成１８年３月３０日

規則第５３号

（目的）

第１条　この規則は、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することを目的とする。

（通則）

第２条　市の交付する補助金は、赤磐市補助金等交付規則（平成１７年赤磐市規則第５６号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第３条　この規則において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　耐震診断等　既存建築物の耐震性を把握するために行う次に掲げるもの、及びこれに付随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

ア　次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画とその計画後の耐震診断及び部分補強計画とその部分補強計画後の耐震診断

（ア）　国土交通大臣が定める技術指針事項に定める方法

（イ）　岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「県マニュアル」という。）に掲げる一般診断法、精密診断法

イ　構造計算書等の既存設計図書の内容確認及び現地調査

ウ　構造計算の再計算及び現地調査

エ　既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）

（２）　住宅　一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の１／２未満のもの）を含む。）をいう。

（３）　指示対象建築物　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第１５条第２項に規定する建築物をいう。

（補助対象者）

第４条　この規則による補助金の交付を受けることができる者は、別表の事業区分に応じて次に掲げる耐震診断等行う民間建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する団体）とする。

（１）　木造住宅耐震診断事業　岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第３条の規定により、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員による耐震診断を、一般社団法人岡山県建築士

事務所協会（以下「協会」とする。）に委託して実施するもの

（２）　前号以外の事業　建築物の構造実務実績等を勘案し岡山県知事が指定した建築士事務所に委託し実施するもの。ただし、建築物耐震診断事業における要緊急安全確認大規模建築物については、耐促法施行規則第５条第１項に規定する耐震診断資格者に委託し実施するもの

（補助金の交付の制限）

第５条　補助金の交付回数は、同一の補助対象建築物について、同一内容の補助事業につき１回までとする。ただし、補強計画及び部分補強計画はどちらかのみ対象とする。

２　他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費、補助率等）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該消費税仕入控除額は、控除するものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の申請書があったときは、速やかにこれを審査し適当であると認めたときは、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

（計画の変更等）

第９条　補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに市長へ提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　補助金の額に変更が生じるとき　赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付変更申請書（様式第３―１号）

（２）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき　赤磐市建築物耐震診断等補助事業中止（廃止）申請書（様式第３―２号）

２　市長は、前項の申請があったとき、その内容を審査し適当であると認めたときは、これを承

認し、その旨を補助事業者に通知（様式第３―３号、様式第３―４号）するものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して１０日以内に、赤磐市建築物耐震診断等補助事業実績報告書（様式第４号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

２　木造住宅耐震診断等事業（精密診断法による耐震診断等を除く。次項において同じ。）の補助事業者は、補助金の受領を協会に行わせること（以下「代理受領」という。）とする。

３　協会は、補助事業者から木造住宅耐震診断等事業を受託したときは、前項の規定に同意したものとみなす。

４　補助事業者は、第１項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（評価）

第１２条　本事業の耐震診断等（既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。）は、その結果について岡山県知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものでなければならない。

（公表）

第１３条　市長は、本事業の耐震診断等の結果を遅滞なく公表するものとする。

２　公表の対象となる建築物の種類、公表の方法等は、市長が別に定める

（取引上の開示）

第１４条　本事業の耐震診断等を実施した建築物の所有者は、当該建築物を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は賃借人に、耐震診断等の結果を開示しなければならない。

（その他）

第１５条　この規則に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日より施行する。

附　則（平成２２年８月１０日規則第３５号）

この規則は、平成２２年８月１０日から施行し、平成２２年度分補助金から適用する。

附　則（平成２５年３月１８日規則第２６号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月１０日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２６年度分補助金から適用する。

附　則（平成２８年３月２９日規則第３４号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年６月１日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則の規定は、平成２９年４月１日以後に申請された補助金について適用する。

附　則（令和元年１０月９日規則第３３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年４月１日規則第２４号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日規則第２０号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第４条、第６条関係）

補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 （１）　市内に存するもの （２）　昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建ての住宅 （３）　構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア　丸太組工法 イ　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３８条の規定に基づく認定工法 （４）　地上階数が２以下のもの	次に掲げる経費（１３６，０００円／戸以内を限度） （１）　耐震診断等の経費　県マニュアルに掲げる一般診断法（面積２００m²以内までは９０，０００円／戸、２００m²を超えるものについては、９０，０００円にその越える部分が１００m²に達するまでごとに１０，０００円を加算）、精密診断法によるものに限り、第３条第１号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 （２）　第１２条の評価に	１住宅につき一般診断法にあっては８０，０００円（面積が２００m²を超えるものにあっては、８０，０００円にその超える部分が１００m²に達するまでごとに８，０００円を加算した額）とする。それ以外にあっては補助対象経費の３分の２以内とし、９０，０００円を限度とする。

		係る経費	
戸建て住宅耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 （１）　木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建て住宅 （２）　市内に存するもの （３）　昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建て住宅	次に掲げる経費（１３６，０００円／戸以内を限度） （１）　耐震診断等の経費 ただし、第３条第１号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 （２）　第１２条の評価に係る経費	補助対象経費の３分の２以内。ただし、１住宅につき９０，０００円を限度とする。
建築物耐震診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する建築物 （１）　一戸建て住宅以外の建築物 （２）　市内に存するもの （３）　昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物	次に掲げる経費（面積１，０００m^2以内の部分は３，６７０円／m^2以内、１，００m^2を超えて２，０００m^2以内の部分は１，５７０円／m^2以内、２，０００m^2を超える部分は１，０５０円／m^2以内を限度） （１）　耐震診断等の経費 ただし、第３条第１号エに係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 （２）　第１２条の評価に係る経費	補助対象経費の３分の２以内。ただし、１棟につき指示対象建築物は３，０００，０００円、その他は１，５００，０００円を限度とする。

様式第1号(第7条関係)

一般建築物

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所
氏名　　㊞

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

なお、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第13条及び公表に関する規定に基づき行われる、耐震診断等の結果の公表については同意し、異議を一切申し立てません。

建築物の名称			
建築物の所在地			
所有者 (個人・管理組合)	住所 氏名　　Tel		
所有者 (法人)	所在地 法人名　　Tel		
用途	専用住宅・併用(　　)住宅・長屋住宅(　　戸)・共同住宅(　　戸) 学校・体育館・保育所・病院・診療所・老人ホーム・百貨店・マーケット 事務所・ホテル・旅館・その他(　　)		
構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・その他(　　)		
規模	地上　　階・地下　　階　　建築面積　　㎡　延べ面積　　㎡		
建築年月日	年　　月　　日　　着工		
建築確認	年　　月　　日　　第　　号		
検査済証	年　　月　　日　　第　　号		
設計図書	意匠設計図　　全部有・一部有・無 構造設計書　　全部有・一部有・無 構造計算書　　全部有・一部有・無		
補助事業に 要する経費	円	補助対象経費	円
補助金申請額	円	・契約予定日 ・完了予定日	・　年　月　日 ・　年　月　日
契約予定の建築士 事務所等の名称			
耐震改修促進法第14条第3号で定める特定建築物に該当の有無	□有り　　□無し ※有りの場合は、前面道路の道路幅員　　m		

※添付図書

(1)　建築確認済証・検査済証の写し、その他の工事着手時期が推測できる書類
(2)　申請建築物の登記簿謄本の写し
(3)　申請建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記簿謄本の写し
(4)　申請建築物が区分所有建築物の場合は、建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理組合の組合規約及び耐震診断等実施に係る決議書の写し
(5)　申請建築物の所有者と占有者(居住者)又は土地所有者とが異なる場合は、これら利害関係者の耐震診断等実施に係る同意書
(6)　申請建築物の付近見取図
(7)　耐震診断等に要する費用の見積書の写し
(8)　事業計画書(別記様式1―1)
(9)　配置図及び道路関係立面図(別記様式1―2)(耐震改修促進法第14条第3号で定める特定建築物に該当が有りの場合のみ添付)

県マニュアル木造住宅耐震診断事業

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所
氏名　　㊞

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第6条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて申請します。

なお、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第13条及び公表に関する規定に基づき行われる、耐震診断等の結果の公表については同意し、異議を一切申し立てません。

所　有　者	住所 氏名　　Tel		
規　　模	地上　階・地下　階　建築面積　　㎡　延べ面積　　㎡		
建築年月日	年　　月　　日　　着工		
耐震診断等の区　分	①耐震診断　（□一般診断法　□精密診断法） ②補強計画　（□一般診断法　□精密診断法） ③部分補強計画（□一般診断法　□精密診断法）		
補助事業に要する経費	円	補助対象経費	円
補助金申請額	円	・契約予定日 ・完了予定日	・　年　月　日 ・　年　月　日
耐震改修促進法第14条第3号で定める特定建築物に該当の有無	□有り　　□無し ※有りの場合は、前面道路の道路幅員　　m		
添付図書	(1)　建築確認済証・検査済証の写し、その他の工事着手時期が推測できる書類 (2)　申請建築物の登記簿謄本の写し (3)　申請建築物の付近見取図 (4)　申請建築物の外観写真(2面以上) (5)　配置図及び道路関係立面図(別記様式1―2)(耐震改修促進法第14条第3号で定める特定建築物に該当が有りの場合のみ添付)		
※備　　考			

別記様式1―1

一般建築物　事業計画書(変更事業計画書)

既存建築物名称

区分	事業内容	①事業費(円)	②補助対象事業費(千円)	③補助対象経費(千円)	補助対象経費内訳(千円)	
					④補助金額(千円) 2／3以内	⑤申請者負担額(千円)
耐震診断等	※耐震診断等の概要を記入。耐震診断の方法は必ず明記すること。 委託先(予定)建築士事務所名：					
合　計						

※1　①事業費は、耐震診断等についての委託契約予定額(見積額)

※2　②補助対象事業費は、契約予定額のうち補助対象外の項目の費用を除いた額(千円未満切り捨て)

※3　③補助対象経費は、②の補助対象事業費と下記の補助対象経費限度額とを比べて小さい方の額(千円未満切り捨て)

補助対象経費限度額　一戸建ての住宅　→134,000円／戸以内

一戸建ての住宅以外の全ての建築物
- 1,000㎡以内の部分→3,600円／㎡以内
- 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分→1,540円／㎡以内
- 2,000㎡を超える部分→1,030円／㎡以内

※4　④補助金額は③×2／3以内(千円未満切り捨て)

※5　⑤申請者負担額は、③－④

別記様式1―2

配置図

既存建築物名称：

※縮尺1／200程度・A3サイズ(又はその他の縮尺・サイズのものをA4折り)

※道路幅員、道路中心線、建築物の配置がわかる道路境界からの距離、道路関係立面図(断面図)が対応する位置を必ず明示すること。

道路関係立面図(断面図)

既存建築物名称：

※縮尺1／200程度・A3サイズ(又はその他の縮尺・サイズのものをA4折り)

※道路幅員、道路中心線、道路境界から建築物までの距離、建築物の最高の高さを明示すること。

※耐震改修促進法第14条第3号で定める建築物に該当するか否かを判断できるように、以下に示す地点から建築物の方向へ45度の角度で見上げて伸ばした直線、及びこの直線と建築物の外壁線とが交わる点の高さを明示すること。

・前面道路の幅員が12m以下の場合→道路境界線から道路方向に6mの地点

・前面道路の幅員が12mを超える場合→道路境界線から道路方向に、道路幅員の1／2の距離の地点

様式第2号(第8条関係)

赤磐市建築物耐震診断等事業費
補助金交付決定通知書

第　　号

補助事業者　住所
氏名　　様

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第7条の規定により通知します。

年　　月　　日

赤磐市長

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	第　　号
補助年度	年度	補助の名称	赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分	事業		
補助対象金額	金　　円		
補助金額	金　　円		
交付予定時期	補助事業完了後、補助事業実績報告書に基づき支払う。		
交付条件	1　補助事業の内容、経費の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2　補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 3　補助事業が予定の期間内に完成しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を受けること。 4　補助事業の終了後、耐震診断等の結果は公表されることを申し添える。		

様式第3―1号(第9条関係)

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付変更申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所

氏名　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第9条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1　変更内容

2　変更の具体的理由

3　交付決定額　　千円

　交付変更申請額　　千円

　差引増減額　　千円

4　添付書類

(1)　変更事業計画書(別記様式1―1)

(2)　その他変更内容を確認するに必要な書類

様式第3―2号(第9条関係)

赤磐市建築物耐震診断等補助事業中止(廃止)申請書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所

氏名　　㊞

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付(変更)決定の通知を受けた事業について、今般下記理由により事業を廃止(中止)したいので、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第9条第1項第2号の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	第　　号
補助年度	年度	補助の名称	赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分	事業		
交付決定額	金　　円		
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
中止(廃止)の理由			
中止(廃止)の年月日	年　　月　　日(予定)		
添付書類			

様式第3―3号(第9条関係)

赤磐市建築物耐震診断等事業費
補助金交付決定変更通知書

第　　号

補助事業者　住所
氏名　　様

年　月　日付け、　第　　号をもって補助金の交付の決定を通知した事業については、次のとおり当該決定の額及びその内容を変更したので通知する。

年　月　日

赤磐市長

指令年月日	年　月　日	指令番号	第　　号
補助年度	年度	補助の名称	赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分	事業		
補助金交付決定額	金　　円		
変更交付決定額	金　　円		
差引増減額	円		
交付条件	変更に係る当該事業の内容は、　年　月　日付けによる申請のとおりとする。		

様式第3―4号(第9条関係)

第　　号
年　　月　　日

赤磐市建築物耐震診断等補助事業中止(廃止)承認書

補助事業者　住所
氏名　　様

赤磐市長

年　　月　　日付けにて申請のあった補助事業中止(廃止)申請書について審査した結果、適当と認められるのでこれを承認する。

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	第　　号
補助年度	年度	補助の名称	赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分	事業		
補助事業者　住所 氏名			
補助事業の施行場所	赤磐市		

様式第4号(第10条関係)

赤磐市建築物耐震診断等補助事業実績報告書

年　　月　　日

赤磐市長　　様

補助事業者　住所

氏名　　㊞

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第10条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	第　　号
補助年度	年度	補助の名称	赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分	事業		
補助事業の施行場所	赤磐市		
着手年月日	年　　月　　日	完了年月日	年　　月　　日
補助金の交付決定通知額	円		
補助金の既交付額	円		
補助事業の経費精算額	円		
補助事業の経過及び内容			
添付書類	(1)　事業実績明細書(別記様式4―1) (2)　契約書の写し (3)　契約代金支払い等を証する書類(領収書の写し等) (4)　耐震診断等の報告書(既存住宅性能評価以外の場合は評価機関による評価書の写しを添えること) ただし、県マニュアルによる木造住宅耐震診断事業にあっては、(1)及び(2)の添付を要しない。		
備　　考	※報告事項審査結果(担当課)		

注　※印の欄は記入しないこと。

別記様式4―1

一 般 建 築 物　事 業 実 績 明 細 書

既存建築物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区分	事業内容	①事業費(円)	②補助対象事業費(千円)	③補助対象経費(千円)	補助対象経費内訳(千円)	
					④補助金額(千円) 2／3以内	⑤申請者負担額(千円)
耐震診断等	※耐震診断等の結果(数値、及び所見の概要)を記入すること。					
合　計						

※1　①事業費は、耐震診断等についての委託契約額

※2　②補助対象事業費は、契約額のうち補助対象外の項目の費用を除いた額(千円未満切り捨て)

※3　③補助対象経費は、②の補助対象事業費と下記の補助対象経費限度額とを比べて小さい方の額(千円未満切り捨て)

補助対象経費限度額　一戸建ての住宅　→134,000円／戸以内

一戸建ての住宅以外の全ての建築物
- 1,000㎡以内の部分→3,600円／㎡以内
- 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分→1,540円／㎡以内
- 2,000㎡を超える部分→1,030円／㎡以内

※4　④補助金額は③×2／3以内(千円未満切り捨て)

※5　⑤申請者負担額は、③－④

様式第5号(第11条関係)

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

補助事業者　住所
氏名　　様

赤磐市長

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第11条の規定により通知する。

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	第　　号
補助年度	年度	補助の名称	赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金
補助事業の事業区分	事業		
補助金の交付決定通知額	金　　円		
補助事業の経費精算額	金　　円		
補助率	2／3		
補助金の交付確定額	金　　円		

様式第6号(第11条関係)

赤磐市建築耐震診断等事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

赤磐市長　様

補助事業者　住所

氏名　　印

赤磐市建築物耐震診断等事業費補助金交付規則第11条第4項の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度
補助金等の名称	
補助金交付確定額	円
補助金請求額	円
添付書類	補助金確定通知書の写し

振込口座

金融機関名	銀行 金庫 組合			支店			
口座の種類	当座　・　普通預金						
記号番号 (※ゆうちょ銀行の場合)							
口座番号							
口座名義人	(フリガナ)						

※木造住宅耐震診断等事業の受領者:一般社団法人岡山県建築士事務所協会(代理受領制度による)

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第８条関係）

様式第３―１号（第９条関係）

様式第３―２号（第９条関係）

様式第３―３号（第９条関係）

様式第３―４号（第９条関係）

様式第４号（第１０条関係）

様式第５号（第１１条関係）

様式第６号（第１１条関係）